

令和5年度第1回印西市通学区域審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年8月22日(火) 午前9時30分～10時20分
- 2 開催場所 印西市役所4階 41会議室
- 3 出席者 三浦 明久 委員、香取 伸嘉 委員、角鹿 智章 委員、
肝付 美穂 委員、中野 夏織 委員、坂木 武伸 委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 大木教育長、土屋教育部長、加藤学務課長、大知副参事、小名木係長、
井口主査補
- 6 傍聴者 1名
- 7 議事 (1) 西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部に係る通学区域の見直しについて
(2) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

配付資料といたしまして、「会議次第」、「席次表」、「資料1～4」、「参考資料1及び参考資料2」、「参考図」、「諮問書の写し」となりますが、不足はございませんでしょうか。

(不足なし)

事務局 次に、「会議の公開と傍聴規定について」でございますが、当審議会につきましては、印西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、事務局が作成した「傍聴要領」に沿って受付しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の傍聴者は、1名でございます。

次に、「会議の録音及び会議録の署名等について」でございますが、当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

また、会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方をお願いしたいと考えておりますが、作成方法を含めまして、後ほどご協議いただきたいと思います。

なお、会議録の公表につきましては、ご署名後、市役所行政資料室への設置や

ホームページへの掲載を考えておりますが、公表にあたりましては、発言者の氏名を伏せて行うことといたします。

それでは只今より、令和5年度第1回印西市通学区域審議会を開催いたします。はじめに、委嘱状の交付を行います。

大木教育長より委嘱状をお渡ししますので、お名前を呼ばれましたら、自席にてご起立願います。

<大木教育長より各委員に委嘱状を交付>

事務局 以上で、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

なお、お手元に、参考資料として、委員名簿と印西市通学区域審議会設置条例をお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

ここで、会議の開催についてご説明とご報告をさせていただきます。

印西市通学区域審議会設置条例第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、6名中6名でございまして、同条例の規定に基づく定足数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

はじめに、次第の3、教育長あいさつ、大木教育長よりご挨拶申し上げます。

教育長 それでは、ご挨拶申し上げます。印西市教育委員会教育長大木弘と申します。

本日は午前中、朝から公私共に大変ご多用なところ印西市通学区域審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

只今、6名の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきました。皆様には快く審議会委員を引き受けていただき誠にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

本通学区域審議会の設置につきましては、印西市通学区域審議会設置条例の第1条にございますように、「印西市立小学校及び中学校の通学区域の適正化を図るため、教育委員会の附属機関として印西市通学区域審議会を置く」ものです。

また、第2条に「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の通学区域について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する」と定められています。つまり、その地区の児童生徒がどこの学校に通うのが適正なのかということ審議いただくということでございます。

さて、現在の印西市立小中学校の児童生徒数の状況でございますが、市全体としましては、小中学生が増えてきておりますが、地区により極端に増えているところと、反対に極端に少なくなっているところがあり、大規模化と小規模化が同時

に進行し、年々その状況が顕著になっています。

令和5年度の状況としましては、小学校では原小学校が1,182人で最多の小学校でございます。また、船穂小学校が47人で最小の小学校でございます。

中学校では木刈中学校が818人で最多、本埜中学校が22人で最小です。なお、船穂小学校と本埜中学校については市内全域から通学することの出来る小規模特認校制度を導入しています。

このような状況から、印西市では学校適正規模・適正配置基本方針を策定し、小中学校の適正配置を進めているところです。また、現在、基本方針の第二次基本方針を策定しなおしているところです。

適正配置の実施方策としては、1つ目に通学区域の見直し、2つ目に学校選択制の導入、3つ目には学校の統廃合、4つ目として学校の分離新設というような4通りの方策がございます。

今回、ご審議いただきますのは、西の原小学校及び西の原中学校の通学区域の見直しです。草深地区の一部に係る通学区域の指定について見直しの必要性が生じたためでございます。

南環状線の南側の畑及び農地の所に非常に多くの住宅が建ち、児童生徒が多数発生しており、現在、原小学校が大規模化しています。

西の原小学校についても、現在は適正規模の範囲内ですが、これ以上に児童が増えると教室をさらに作らないと受け入れることの出来ない状況にあります。

将来的には、その子供達が通う中学校が西の原中学校になりますので西の原中学校がさらに大規模になります。現在、木刈中学校が大規模校ですが西の原中学校の生徒数が毎年着実に増えているような状況です。

このことから、通学区域の見直しが図れないか皆様にご審議を願ったというところです。詳しくは、また担当から会議の中で説明させていただきますが、遠慮なくご質問いただきまして、ご意見賜れば幸いです。以上でございます。よろしく申し上げます。

事務局 続きまして、次第の4、委員及び事務局職員紹介に入らせていただきます。

第1回目の審議会でございますので、委員の皆様のご紹介を行いたく、恐れ入りますが、自己紹介という形でお願いいたします。

それでは、委員名簿の順に三浦委員からお願いいたします。

<委員及び事務局の自己紹介>

事務局 続きまして、次第の5、会長及び会長代理者の選出に入らせていただきます。

当審議会の会長につきましては、印西市通学区域審議会設置条例第4条において、委員の互選により定めるとしており、会長代理者につきましては、会長が

あらかじめ指定した委員が、その職務を代理するとしております。

また、会議の議長につきましては、同条例第5条第1項において、会長が会議の議長となるとしていますが、会長が決まっておりませんので、決まるまでの間、加藤課長を仮議長として進めさせていただきたいと思います。

それでは、加藤課長、よろしく申し上げます。

仮議長　それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、会長の選出ということでございますが、会長につきましては、印西市通学区審議会設置条例第4条第2項の規定において、会長は、委員の互選により定めとなっております。

互選の方法は、どのようにいたしましょうか。

委員　推薦でお願いしたいと思います。

仮議長　只今、推薦との意見がございましたが、よろしいですか。

<異議なし>

仮議長　異議がないようですので、それでは、どなたかを推薦していただけますでしょうか。

委員　三浦委員を推薦します。

仮議長　只今、三浦委員との推薦がございました。
その他、ございますか。

<なし>

仮議長　それでは、推薦がございました三浦委員に会長をお願いしたいと思いますが、賛成の方は拍手をお願いいたします。

<拍手全員>

仮議長　三浦委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委員　はい。

仮議長 お引き受けいただきましたので、会長は三浦委員に決定いたします。
会長が決まりましたので、議長を交代させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事務局 それでは、ここで三浦会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長 只今、会長を仰せつかりました三浦明久と申します。会議の円滑な進行を務めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。
この後の進行は、三浦議長をお願いいたします。

議長 はじめに、印西市通学区域審議会設置条例第4条第4項の規定では、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理するとなっておりますので、ここで会長代理者を指定したいと思います。
坂木委員、お引き受けいただけますか。

委員 はい、わかりました。

議長 それでは、会長代理者は坂木委員をお願いいたします。
皆さん、拍手をお願いいたします。

<拍手>

議長 続きまして、次第の6、会議録の作成方法と署名人に入ります。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 皆様にご協議いただきたい内容が2点ございます。
まず1点目は、会議録の作成方法についてでございます。
会議録につきましては、その作成方法といたしまして、全文筆記と要点筆記がございます。
事務局といたしましては、要点筆記の方法により作成させていただきたいと考えておりますが、ご協議くださいますようお願いいたします。
次に、2点目でございますが、会議録署名人についてでございます。
会議録署名人につきましては、毎回2名の委員の方にご署名をお願いしたいと考えております。

事務局といたしましては、本日お配りした議長を除いた名簿順でお願いしたいと考えております。

以上、2点についてお伺いいたします。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、まず1点目、会議録の作成方法につきまして、事務局としては要点筆記にしたいとのことですが、このことについて、ご質問、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、会議録につきましては、要点筆記の方法で作成することとします。
続いて2点目、会議録署名人につきまして、事務局としては議長を除いて本日配付した名簿順でお願いしたいとのことですが、このことについて、ご質問、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、会議録署名人につきましては、名簿順とし、本日の会議の会議録署名人につきましては、ご出席いただいております香取委員と角鹿委員にお願いします。

続きまして、次第の7、諮問に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【教育委員会から通学区域審議会へ諮問】

議長 只今、教育委員会から印西市立小学校及び中学校の通学区域についての諮問がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、次第の8、議事に入ります。

(1)「西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部に係る通学区域の見直しについて」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

議長 只今、事務局から資料の説明がありました。
ご質問、ご意見等はございますか。

委員 資料2についてですが、現在、48名の小学生と、24名の中学生がいますが、西の原小学校と西の原中学校に通学されているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 委員のおっしゃったとおりでございます。現在、対象区域より西の原小学校、西の原中学校に通学されている児童生徒の人数です。

委員 48名という人数を考慮しまして、通学区域が変わったとしても48名については高花小学校へ無理に通学させるということではなく、少し移行期間を設けていただけたらうれしいと思います。また、未就学児33名についても、兄弟関係や近所との関係、地域コミュニティに配慮した少し穏やかな移行をお願いできたらと考えています。

議長 意見ございましたが、いかがでしょうか。

事務局 急激な変更は児童生徒に影響を与えてしまうこととなりますので、ご意見いただきましたとおり、現在、通われているお子様につきましては、無理に通学区域をうつすのではなく、ご家族、児童、生徒の意向にそって対応したいと考えております。

また、兄弟関係についても保護者の方が学校行事に参加するのが厳しくなりますので配慮したいと考えております。

委員 兄弟関係がない子をどのようにするのかということも検討していただけたらいいと思います。隣の子同士で分かれ、地域が分かれてしまうことも急激な変更であると思いますが、いかがでしょうか。

事務局 そのことにつきましては、審議会の中で十分な協議を重ねていただければと思います。柔軟な考えで対応していきたいですが、色々な影響がありますので、あわせてご協議いただければと思います。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 資料3の児童数の推移についてですが、資料2のお子さん達の学区を変えた仮定であるのか、学区は同じという仮定なのか、いかがでしょうか。例えば高花小学校の児童数を見ると、右下にスライドして人数が増えていません。児童数の増

減は新一年生の人数に左右されるように読み取れます。

先ほど高花小学校は減少傾向という説明がありましたが、実際に減少傾向なのでしょうか。また、数値の中に新築されている戸建ての開発状況は見込まれているのでしょうか。

事務局 資料の数値につきましては、通学区域の変更を行ったものではなく、現状を推移させたものです。また、開発を見込んだものではございません。高花小学校の地区につきましても開発が見込まれている地区がございますので、開発を加味すると減少がなだらかになるか、横ばいの推移になることが見込まれます。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 兄弟関係や近所のお子さんとの関係が対象区域でばらばらになってしまうと心配なので、配慮いただければと思います。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 今年度、通学区域制度の弾力的運用ということで、西の原小学校から高花小学校への児童の受け入れをしていると思いますが、西の原小学校の保護者の方から、マンモス校の環境に比べて、高花小学校の少人数の環境に魅力を感じるが、通わせるには遠いという話を聞きます。

例えばスクールバスを出してもらえるならば、親も安心して送り出せるけれども、そうでなければ、親が送迎しなければいけなくなって負担が増えます。そうすると、検討材料としては、少しでも近い学校を選ぶことになります。通学手段を考えていただくと保護者の関心も増えるのではないかと思います。

高学年であれば歩けますが、新一年生にいきなり歩かせるのかと、同じ保育園に通っていた西の原小学校に進学する保護者の方も迷われていました。高花小学校に行くことに魅力を感じてくださっていたようなのですが、行けますよとお知らせは来ても、そのために市が何かやってくれるわけではなく、働いている保護者の方が朝送り、帰りに迎えに行かなければならないことを考えると、一歩、踏み出せないという方が多いです。

議長 通学区域を考える上で、大変参考になる意見です。他に何かありますでしょうか。

委員 資料を見ますと、距離的に西の原小学校に近い所もあれば、高花小学校に近い所もあるという地理的な状況が伺えます。現在の西の原中学校区の状況を考える

と高花小学校に学区を変更することについては、この方向ですすめていきたいなとは思っています。

ただし、色々意見がありましたように現在通っている子供達あるいは兄弟関係への配慮と安全面の問題があると思います。

先ほど横断歩道の話がありましたが、実際に通学区域が変わることで安全面について確かめたいなと思いました。

事務局 委員のほうから意見がございました安全面につきましては、私どもも苦慮しているところがございます。資料4-2に横断歩道の箇所を図示しておりますが、天王前から高花小学校へ行く時に横断歩道を渡るためには大回りして通学する必要があります。そうすると、通学距離が長くなってしまうので、中間辺りに横断歩道を設置出来ればと考えているところがございます。また、横断歩道がない所を児童が横断すると危険ですので安全性について配慮したいと思います。

また、スクールバスの運行についてですが、国が示す通学距離の目安では、小学校でおおむね4km以内、中学校で6km以内とされています。今回の通学区域の変更は、高花小学校から1km範囲内の学校に近い地域を対象としておりますので、スクールバスの運行については事務局としては考えておりません。

議長 安全面についてのご意見をいただきましたが、関連して何かありますか。

委員 横断歩道を設置予定とのことですが、信号機はつかないのでしょうか。

事務局 信号機についても、横断歩道とあわせて県に要望したいと考えています。

議長 今後、要望していくということですね。他には、いかがでしょうか。

委員 今いる子供達については学校に来ているので学区が変わることをお知らせできるかと思いますが、他にも蛭沼の地域の方に、昔から学校に協力してくださる方がいらっしゃいますので、お知らせする必要があるのではないのでしょうか。

例えば、区長さんにお知らせする、回覧板でお知らせするなど、地域の方の同意を得た上で、通学区域の変更を行ったほうがよいかと思います。地域住民の方へのお知らせをお願いできればと思います。

議長 地域への周知という部分ではいかがでしょうか。

事務局 学校については地域との繋がりが強いということを認識させていただいております。通学区域変更の際には、区長さんへお声がけするという方法も考えられま

すが、まず回覧にて周知したいと考えています。また、町内会の未加入の方についてはホームページ等でお知らせを考えております。

議長 他に何かございますか。

事務局 安全面について意見がございましたが、現場の確認の必要があると思いますので、第2回目の会議については日程調整の上で現地視察を予定しています。

議長 他にございますか。続きまして議題の(2)その他ですが、何かございますか。

事務局 特にありません。

議長 本日の議題につきましては、全て終了しました。
進行を事務局に戻します。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、次第の9、その他に入らせていただきます。
事務局から、連絡事項がございますので、よろしくお願いいたします。

<次回の会議日程及び委員報酬について説明>

事務局 事務局からの連絡事項等は以上でございます。
その他ということで、委員の皆様からは何かございますか。

委員 特になし。

事務局 それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回印西市通学区域審議会を終了させていただきます。
長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 諮問（写）
- ・ 資料 1 西の原小学校・西の原中学校及び高花小学校・船穂中学校の通学区域変更図（案）
- ・ 資料 2 対象地の児童・生徒数
- ・ 資料 3 児童生徒数及び学級数の推移
- ・ 資料 4 対象地から各学校への距離
- ・ 参考資料 1 委員名簿
- ・ 参考資料 2 印西市通学区域審議会設置条例
- ・ 参考図 印西市立小・中学校通学区域図（令和 5 年 4 月現在）

令和 5 年度第 1 回印西市通学区域審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

委 員 香取 伸嘉

委 員 角鹿 智章